



BOJ *Reports & Research Papers*

2013年10月

2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針

— ご意見のお願い —

日本銀行調査統計局

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行調査統計局までご相談ください。

転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

2013 年 10 月 17 日

日本銀行調査統計局

2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針

— ご意見のお願い —

日本銀行では、国連統計委員会において 2009 年に採択された国民経済計算体系にかかる作成基準（System of National Accounts 2008、以下 2008SNA）を踏まえた「資金循環統計」の見直しを、検討しています。

これまで、日本銀行は、資金循環統計をよりよい統計とするべく、1999 年に、その時点の最新の作成基準（System of National Accounts 1993、以下 1993SNA）を踏まえた見直しを行ったほか、随時、部門分類の見直しや基礎資料の拡充を踏まえたデータ系列の拡充等を進めてきました。今般、2008SNA の提言を踏まえ、この間の基礎資料の拡充や推計手法の改善に努めてきた成果も織り込みつつ、検討を進めてきた見直し方針について、広く皆様のご意見を募集することにしました。

つきましては、以下の見直し方針をご一読のうえ、ご意見・ご提案がありましたら、2014 年 1 月 20 日までに、下記までお寄せ頂きたく存じます。私どもでは、頂いたご意見等を踏まえて、最終的な見直し内容を決定したいと考えております。

なお、最終的な見直し内容は、後日、公表する予定です。公表の際には、本見直し方針に対して皆様から頂戴したご意見等についても、併せてご紹介する予定です。匿名をご希望の方は、ご意見をお寄せ頂く際に、その旨をお書き添え下さいますようお願い致します。

日本銀行 調査統計局 経済統計課 金融統計グループ

① 郵送：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

② 電子メール：post.rsd5@boj.or.jp

(件名「資金循環統計の見直しに関する件」)

1. はじめに

資金循環統計は、わが国で生じる金融取引や、その結果として保有される金融資産・負債を、家計や企業、政府といった経済主体ごとに計上した統計であり、わが国の金融構造を包括的に分析する上で有用な統計として、各方面で幅広く利用されています。また、資金循環統計は、国民経済計算体系の国際基準に準拠して作成されているため、わが国の金融構造を各国のそれと比較するツールとしても適しています¹。

日本銀行では、資金循環統計について、より良い統計とすべく見直しを累次に亘り行ってきました。すなわち、1999年には、1993年に公表された国民経済計算体系の国際基準（1993SNA）を踏まえた見直しを行ったほか、その後も、新しい金融取引の広がりや会計原則の変更、基礎データの拡充等を受けて、逐次、公表系列の拡充や推計精度の向上を図ってきました²。この結果、現在公表している資金循環統計は、金融取引の主体を表す部門分類数が45、金融取引の種類を表す取引項目数が51と、欧米の類似統計に比べても、詳細なものとなっています。

もとより、金融取引は常に進化を遂げており、資金循環統計にも、極力そうした進化を取り込む努力が求められます。また、資金循環統計は、財務諸表や金融市場関連統計等の一次データから加工・推計して作成する「二次統計」としての性質上、推計精度向上に向けた課題も、なお少なくありません。こうした中で、2009年には、国連統計委員会において、国民経済計算体系の新たな基準（2008SNA）が採択されました。

日本銀行では、以下の3つの理由から、この2008SNAを踏まえた資金循環統

¹ わが国資金循環統計の概要ならびに1993SNA時の見直しの概要については、参考1を参照ください。

² 最近の主な見直しは以下のとおりです。すなわち、2010年：リース取引の計上方法の変更（ファイナンシャルリース取引の金融資産・負債への取り込み）、2011年：退職給付に係る金融資産・負債の計上、2012年：ファイナンス会社部門の資産・負債の精度改善（アンケート調査対象の拡充）、2013年：公的・民間部門の分類見直し、などです。このように日本銀行では、不断に「資金循環統計」の見直し・改善を続けてきました。

計の見直しを行いたいと考えています。第一は、2008SNA には、新たな金融取引の取り込みや、より経済実態に即した計上方法の提案等、金融・経済情勢を的確に分析するツールとしての資金循環統計の有用性を高める内容が多く盛り込まれていることです。例えば、人口高齢化の進展や「貯蓄から投資へ」の流れのなかで、2008SNA に沿って、年金、投資信託など非銀行金融部門の統計精度の向上を図ることは、資金循環統計の有用性向上に大きく貢献します。

第二は、国際的な比較可能性の維持・向上です。先進国においても米国やオーストラリアが既に 2008SNA に沿った資金循環統計を作成しており、今後こうした動きが加速していくことを踏まえると、わが国の資金循環統計もこれに沿った対応を行うことが、ユーザーの利便性に資すると考えられます。また、2008 年以降の金融危機の広がりを受けて、国際的に比較可能な形で統計整備を進めるイニシアチブが、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議等の場で議論されていますが、それらの中でも、2008SNA に沿った統計の作成が推奨されています³。

第三は、わが国の国民経済計算との整合性の維持・向上です。わが国の国民経済計算は、2016 年を目途に実施する次期基準改定において、2008SNA への対応を目指すこととなっており、その基礎資料をなす資金循環統計においても、2008SNA に沿ったものとするのが有用です。

2. 見直しに当たっての基本的な考え方

2008SNA は、その名前のとおり、国民経済計算体系全般についての国際基準であり、資金循環統計と直接関連しない実物面についての記述に多くの紙幅が割かれています(2008SNA の概要については、参考 2 を参照)。しかし、1993SNA から 2008SNA への改定項目に着目すると、金融に関する改定は実に 3~4 割と、相応に高い比重を占めています。これは、1993SNA 改定以降の金融市場の急速な変化を受けて、新たな金融商品や取引主体を統計に取り込む手法について指

³ International Monetary Fund and Financial Stability Board (2012), “The financial crisis and information gaps—Progress Report on the G20 Data Gaps Initiative: Status, Action Plans, and Time Table.”

針を示すことが、作成基準の改定に当たって重要な課題として認識されたためと考えられます。また、1993SNA 改定以降に、金融商品にかかる会計基準や金融統計に関するマニュアルが整備され、作成基準もこれらと整合的に改定されるのが望ましいと認識された面も大きいと思われます。

このように金融部門の改定項目は多岐に渡りますが、概ね以下の3つのカテゴリーに整理することができます。

(1) 制度部門分類の見直し

2008SNA は、金融機関の部門分類数を、1993SNA の5部門から9部門に増やす等、各主体の金融仲介機能や資金運用・調達行動に即してより詳細な分析が可能となるよう、制度部門分類の改定を提言しています。わが国の資金循環統計では、「専属金融機関」の新設、「持株会社」の分類見直しがポイントとなります。

(2) 取引項目の見直し

1993SNA においては、「金融資産・負債」として認識されていなかった金融取引のうち、雇用者ストックオプションや、定型保証（住宅ローン保証に代表されるような、定型化され大量に行われる保証取引）といったものを、新たに「金融資産・負債」として計上することを提言しています。また、新たな取引の取り込みではありませんが、「出資金」（法人の持分権のうち株式以外の形態のもの）の「株式」からの切り出しや「銀行間取引」の預金からの切り出し等、流動性や取引目的の違いに着目した取引項目の表章も対象となっています。

(3) 金融取引の計上方法の精緻化

個別の金融取引の計上方法についても、様々な見直しを提言しています。その中には、年金や投資信託に大きなインパクトを与える提言が含まれています。1993SNA で例外的に現金主義が採用されてきた年金についても、2008SNA では、発生主義（資金移動の時期に拘わらず、債権・債務関係が発生した時点で取引を計上すること）に基づいて計上することを提言しています。その結果、家計

は、実際に積み立てられた年金準備金ではなく、企業が将来給付することを約束した年金受給権を金融資産として捉え、企業が家計に約束した年金受給権が発生した時に所得および貯蓄が生じたと認識することになります。また、投資信託については、投資家の資金をプールして運用し、その果実を投資家にもたらすために設定された投資ビークルとしての特性（導管性）に着目し⁴、投資信託が留保し、投資家にはまだ分配していない利子・配当収入を、発生時点で投資家の所得および貯蓄とすべき、としています。こうした見直しの結果、ストック面では、家計部門が保有する年金資産（ならびに金融資産）の残高が変化するほか、フロー面では、発生した所得が一旦保有主体（主として家計）に配分されたのち、年金や投資信託に再度投資される（家計から年金・投資信託に資金が流入する）とみなすことから、家計部門の資金過不足に相当な規模の影響を与えることとなります。

日本銀行としては、資金循環統計の有用性を高め、また国際比較の容易性や国民経済計算との整合性を保つ観点から、極力、2008SNA の提言を取り入れたいと考えています。もっとも、①基礎資料の制約等から、2008SNA に準拠した取扱いをしようとする、十分な推計精度が保てないおそれがある場合、②部門分類や取引項目分類において、2008SNA の提言をそのまま当てはめると、これまでのデータ系列との連続性が保てなくなる場合、③わが国の資金循環統計が既に精緻な計上方法を採用しているため、2008SNA に準拠するとかえって統計の有用性が落ちてしまう場合などには、2008SNA に沿った取扱いをすることが、ユーザーの利便性を損ねるおそれがあります。また、基礎資料提出等でご協力いただく金融機関等の調査先の皆様に過度な負担をかけないことも重要です。次章以降で示す見直し案の策定に当たっては、個別の項目ごとに 2008SNA に沿った対応を行うことのメリット、デメリットを慎重に検討しました。

なお、今回の見直しの直接の契機は 2008SNA への対応ですが、資金循環統計

⁴ ここでは、「導管性」という用語を、証券化における税制に関連して用いられる場合（現金の流れが文字通り投資ビークルをパススルーすることを指します）よりも広く捉えています。

の有用性を向上させるための課題自体は、2008SNA の提言内容に止まりません。具体的には、わが国の資金循環統計では、1993SNA の提言事項で基礎資料の制約等からこれまで対応を見送っているものも存在します。こうしたもののうち、今回、改めて検討した内容についても、次章以降で併せて説明いたします。

次章以降で取り上げる項目とその概要を予め整理すると、以下の通りです。
 なお、本稿で提案する見直し案が実現した場合、資金循環統計の部門分類数は、
 現行の 45 から 50 へ、取引項目数は同じく 51 から 59 へと増加する見込みです。

(制度部門分類の見直し：3章)

検討項目	概 要
金融機関の内訳部門の改定	内訳部門「公的専属金融機関」を新設
	「MMF」、「MMF以外の投資信託」をそれぞれ単独表章
持株会社の分類	本社機能のない持株会社は、専属金融機関に分類 本社機能のある持株会社は、子会社が金融の場合、非仲介型金融機関に分類

(金融商品・金融資産の取扱いの改善：4章)

検討項目	概 要
企業年金の年金受給権	確定給付型の企業年金について、発生主義に基づき年金数理的に計算された年金受給権等を計上
	確定拠出型の企業年金について、利子・配当所得を再投資されたと擬制して計上
投資信託	留保利益を投資家に分配、再投資フローを計上
	元本・キャピタルゲイン由来の分配金を取引フローに計上
現先レポ	担保として受け入れた証券の転売を、資金の貸し手の負の資産として計上
雇用者ストックオプション	雇用者ストックオプションを所得・金融取引として計上
定型保証支払引当金	小口化されて大量に付与される保証は、引当金を負債認識
指数連動型債券	償還予定額が広い指数に連動する債券は、償還予定額の変動を発生利子とする
金融資産の分類	株式以外の証券を、「債務証券」に名称変更
	株式・出資金を「上場株式」「非上場株式」「出資金」へ分割
非上場株式の時価評価方法	類似する上場株価を使う方法以外にも、複数の簡便な評価方法を許容
銀行間取引の区別	インターバンクポジションを新設

3. 制度部門分類の見直し

2008SNA では、金融機関部門の内訳分類を、1993SNA の 5 部門から 9 部門に細分化しています。具体的には、「預金取扱機関・保険・年金以外の金融仲介機関」を、① MMF、② MMF 以外の投資信託、③ それ以外のものに細分化しているほか、「専属金融機関」との分類を新たに設け、さらに「保険・年金」を「保険」と「年金」に分割しています。

1993SNA	2008SNA	現行の資金循環統計における内訳部門
中央銀行	中央銀行	中央銀行
その他の預金取扱機関	中央銀行を除く預金取扱機関	預金取扱機関 国内銀行 在日外銀 農林水産金融機関 中小企業金融機関等 合同運用信託
保険会社・年金基金	—	保険・年金基金
	保険会社	保険 生命保険 非生命保険 共済保険
	年金基金	年金基金 企業年金 その他年金
保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関	—	保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関
	MMF、非MMF	公社債投信 うちMMF・MRF
	保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関	株式投信 ファイナンス会社 ディーラー・ブローカー 債権流動化に係る特別目的会社・信託 財政融資資金
	専属金融機関	政府系金融機関
金融補助機関	金融補助機関	非仲介型金融機関

一方、上記の対照表から明らかなように、現行の資金循環統計においては、既に 1993 SNA で推奨されている分類よりも詳細な部門分類を採用しています。

従って、金融機関の制度部門分類見直しに関して対応を検討すべき項目は、2008SNA で新たに設けられた「専属金融機関」に何を含めるか、となります。

—— なお、2008SNA では、SNA とマネースtock統計の親和性向上を企図して⁵、金融機関の内訳分類に MMF 部門が新設されています。もともと、資金循環統計では、既に証券投資信託を公社債投信と株式投信に分類し、さらに公社債投信の内訳として「うち MMF・MRF」を計上しています。わが国の MMF および MRF は、投資対象が残存期間 1 年以下の債券が中心であり、2008SNA が定義する MMF に該当するため、現行の資金循環統計の分類は 2008SNA の推奨内容に沿ったものとなっています。このため、改めて MMF 部門を新設する必要はないと考えています。

3-1. 専属金融機関

(2008SNA の推奨内容)

2008SNA では、「金融機関」の内訳部門として、「その他の金融仲介機関」や「非仲介型金融機関」に並列して新規に「専属金融機関」(captive financial institutions) を設けることを推奨しています。「専属金融機関」とは、「金融仲介サービスを提供している主体のうち、資産のほとんどが市場で取引されないもの、または負債のほとんどが市場で調達されないもの」と定義されています。その具体例として、「企業グループ向け金融を行う子会社」や「政府等、一つのスポンサーから供与された資金を原資に貸付を行う公的金融機関」が挙げられています。「専属金融機関」は、ノンバンク等から構成される「その他の金融仲介機関」と比べて、金融仲介の機能が弱く、2008SNA では、独立に分類することが望ましいと判断されたと考えられます。

⁵ 国によって MMF をマネースtock統計に含める場合と含めない場合が混在しているのが現状ですので、MMF を他の投資信託から区別することによって、SNA 統計とマネースtock統計の整合性が保ちやすくなることが期待されるところと考えられます。

(対応案)

この考え方をわが国の資金循環統計に当てはめて考えると、現状、「その他金融仲介機関」の内訳項目「政府系金融機関」の中には、① 資金調達先が専ら政府等特定の主体であり、市場経由での調達が予定されていないもの（中小企業基盤整備機構等）や⁶、② 資金調達は市場からも行っているが、運用先がごく限られた一部の先や業務に限定されているもの（日本高速道路保有・債務返済機構、地方公共団体金融機構等）が含まれています。

これらの金融機関は、その資金運用・調達の変動が密接な関係を持つ運用・調達先主体の動向に左右され、不特定多数の先を資金の調達・運用先とする他の「政府系金融機関」（日本政策投資銀行、日本政策金融公庫等）とは、やや異なる動きを示すことが多いと思われます。このため、これらを独立した制度部門として表章すれば、既存の「政府系金融機関」を金融仲介の機能が強いもの、弱いもの、の2部門に区分することが可能となり、金融仲介における公的・民間の役割を分析するユーザーの利便性に資すると考えられます。こうした観点から、金融機関の内訳として「公的専属金融機関」を新たに設け、「政府系金融機関」のうち、2008SNAの「専属金融機関」の定義に該当する、金融仲介の機能が相対的に弱い機関（図表1）を、「公的専属金融機関」に含める方針です。なお、入手可能な直近時点のデータをもとに「公的専属金融機関」に分類される先の金融資産残高を試算すると60兆円程度となります（一方、既存の「政府系金融機関」に残る先の同残高は120兆円程度となります）。

—— 2008SNAでは、「専属金融機関」として、本社機能を有しない持株会社や証券化ビークル以外の特別目的会社（SPC: special purpose company）といった民間主体も想定しています。しかし、わが国では、入手可能なデータで存在が確認できないことから、今回の見直しでは、「専属金融機関」に民間部門の主体は含めない方針です。こうした下では、新たに設ける制度部門を「公

⁶ 制度的に市場経由での調達が予定されていれば、市場調達の実績が僅少であっても、頻繁な分類替えによるユーザーの利便性低下を避ける趣旨から、「専属金融機関」には該当しないと考えています。

的」機関と明示することがユーザーの利便性の観点から望ましいと考えています。

3-2. 持株会社の分類

2008SNA は、持株会社の制度部門分類についても、見直しを行っています。すなわち、1993SNA では、持株会社をグループ企業（子会社）の属する部門に分類することとされ、現行の資金循環統計も、これに従っています。例えば、主たる事業が銀行業であるグループの持株会社は銀行に、非金融法人の持株会社は非金融法人に、各々分類されます。これに対し、2008SNA では、持株会社をよりきめ細かく分類することを推奨しています。具体的には、① 本社機能を有しない（子会社の経営に関与しない）ものは、当該企業グループに対する金融活動を行っていると考え、前節の「専属金融機関」に分類します。さらに本社機能を有するもののうち、② 子会社の主たる事業が金融であるものは、持株会社が金融仲介機能を有しないとみられることから「非仲介型金融機関」に、③ 子会社の主たる事業が非金融であるものは「非金融法人」に分類することが推奨されています。

わが国では、①本社機能を有しない持株会社は、少なくとも上場企業に関しては、データから確認できません⁷。また、③は現行の取り扱いと同一です。従って、検討を要するのは②となりますが、この点、2008SNA に沿った対応を採ることにより、金融機関の内訳分類の金融資産・負債の動向を、より実態に即して分析することが可能になると考えられます⁸。このため、今回の見直しでは2008SNA に準拠することとし、本社機能を有する持株会社のうち、子会社の主たる事業に即して、「国内銀行」や「うち証券会社」等に分類していた金融機関の

⁷ 2008SNA でこうした区分が提言されているのは、海外において、節税を目的に本社機能がない持株会社が設立されるケースがあることを念頭においたものと考えられます。

⁸ 例えば、銀行持株会社を銀行部門から除くことによって、銀行の市場での投資活動と直接関係のないグループ内の株式保有構造の変化等で銀行部門の株式保有が増減することが避けられます。

持株会社については、「非仲介型金融機関」へ分類替えを行う方針です。

4. 金融商品・金融資産の取扱いの改善

4-1. 企業年金の年金受給権

(1) 2008SNAにおける変更点～現金主義から発生主義へ

資金循環統計では、民間企業の雇用者や自営業者の、年金および退職一時金給付のために積み立てられた基金の運用主体を、独立の制度部門「年金基金」に分類しています。そして、年金基金の資産側には年金基金が所有する運用資産等を、負債側には加入者に対する負債を、各々計上しています。

1993SNAでは、家計（雇用者）が年金基金に対し保有している債権（年金準備金）を、家計や企業（雇主）の現実の拠出額から算出しています（現金主義）。具体的には「家計や企業の拠出額に年金資産の生む利子・配当所得を加え、給付額を差し引いたもの⁹」を年金準備金の取引フロー（プラスならば「家計から年金基金への資金流入」、マイナスならば「年金基金から家計への資金流出」）とし、その積み上げた金額を年金準備金のストックとしています（図表2）。この取り扱いは、企業年金が確定給付型でも確定拠出型でも同一です。

これに対し、2008SNAでは、企業年金を、性格が異なる2つの年金——確定給付年金と確定拠出年金——に区分して扱うことを求めています。これは、年金資産を運用するビークルという点では2種類の年金は共通ですが、各々の年金において、家計や企業の年金に係る債権・債務関係（家計の年金受給権・企業の給付債務）が全く異なるため、区分して考えることが望ましいためです。

⁹ なお、年金基金への拠出金のうち、企業が負担した金額についても、国民経済計算においては、家計が報酬として一旦受け取り、これを年金基金に貯蓄した、と捉えます。従って、資金循環統計においても、家計と企業双方が拠出した金額を合計して、年金準備金の増加要因（家計の貯蓄増加要因）としています。

そうした下で、確定給付年金については、家計が年金に対し保有している債権（年金受給権¹⁰）を、年金基金にストックされている年金資産ではなく、企業が家計にコミットした将来の年金給付額に基づいて算出します（発生主義）。これは、企業会計基準の変更を受けた基礎資料の充実等を背景に、2008SNA では、年金にも発生主義を適用することが可能となったことを受けたものです。

具体的には「年金数理計算に基づく年金受給権のグロス増加額から給付額を差し引いたもの」を、年金受給権の取引フロー（家計・企業から年金基金への資金流入）と考えます¹¹。この結果、年金受給権のストックは、年金数理計算に基づく将来給付額の割引現在価値となります。このように年金受給権（年金基金の退職給付債務）を発生主義で捉えると、年金受給権が、年金基金が保有する資産を上回ることがあり得ます（いわゆる「積立不足」が生じた状態です）。この場合、年金基金の資産として「年金基金の雇主企業に対する請求権」を計上します。

なお、確定拠出年金については、積み立てられた年金準備金を将来取り崩して給付を受けるものであり、企業（雇主）が将来の給付額を事前にコミットする仕組みではないことから、発生主義を採用するかどうかで計上方法に差は生じません。従って、確定拠出年金については、2008SNA の下でも、1993SNA と同様の計上方法となります。

（2）対応案

確定給付年金について、発生主義に基づいて家計に受給権を、同時に年金基金に給付債務を各々計上することは、家計や企業の現実の期待・認識や企業会計原則に沿ったものと考えられます。そうした認識の下で、わが国の資金循環

¹⁰ 2008SNA では、家計の年金基金に対する資産の呼称を、従来の「年金準備金」(pension fund reserves)から「年金受給権」(pension entitlements)に変更しています。

¹¹ 通常、この「年金受給権のグロス増加額」は、家計の年金基金への拠出額を上回ると思われます。この上回った部分は、やはり雇用者（家計）が報酬として一旦受け取り、これを年金基金に貯蓄した、と捉えます。

統計においては、2011年3月以降、企業年金にこの考え方を一部取り入れてきました。すなわち、既存の「家計・企業の累計純拠出額¹²」に、上場企業について把握された「退職給付引当金＋未認識年金債務」を加算することで、年金準備金を年金加入者に対する将来の年金給付債務に近づけました（図表3）。

今回の見直しでは、こうした考え方を一段と推し進め、次のように見直すことを、有力な案として検討したいと考えています。

- ① **確定給付年金と確定拠出年金を区別して表章します。**これは、家計や企業の年金に係る債権・債務関係が全く異なること（保有する年金資産の金融商品の構成も大きく異なること）のほか、確定拠出年金が近年残高を着実に増加させていることに配慮したものです（2012年度末時点で7.3兆円）。
- ② **確定給付年金の年金受給権（ストック）については、2008SNAに沿って推計します。**具体的には、入手可能な基礎データである「上場企業ベースの退職給付債務額」に「企業年金全体の年金資産額¹³／上場企業の年金資産額」を乗じることで、「非上場企業を含めた企業年金全体の年金受給権（退職給付債務額）」ストックを推計します（図表4）。
- ③ **確定給付年金の年金受給権の取引フローも、2008SNAに沿って推計します。**すなわち、年金数理計算に基づいて新たに発生した年金受給権のグロス増加額は、企業会計上、「勤務費用＋利息費用」として把握できます¹⁴。**上場企業の「勤務費用＋利息費用」から、②と同様の手法で、非上場企業を含めた企**

¹² 具体的には、外部積立型の企業年金（厚生年金基金、適格退職年金等）の運用受託機関（信託銀行、生命保険会社等）から取得した簿価ベースの運用受託額です。

¹³ 具体的には、厚生年金基金、確定給付型企業年金および適格退職年金から信託銀行・生命保険会社・投資顧問会社等が受託している年金資産の時価ベース運用残高を用います。

¹⁴ 年金数理計算における年金受給権のグロス増加要因は、①当該期の雇用者が1期多く勤務したことに伴う俸給増を反映した増加分、②将来に亘る給付の流列が1期近づいたことに伴う割引現在価値の増加分、となりますが、これらは企業会計における「勤務費用」、「利息費用」に該当します。なお、これら以外の要因——例えば、割引率の見直しや退職給付規定の見直しに伴う受給権の増減——は、保有資産の時価変動や制度変更に伴うストックの増減に類するものとして、調整額として計上することが適当と考えられます。なお、退職給付会計にかかる勘定科目の詳細については、図表5をご覧ください。

業年金全体の「勤務費用＋利息費用」を算出した後、各種年金基金の資料から推計した実際の年金給付額を差し引くことで、2008SNA の定義に沿った取引フロー（家計から年金基金への資金流入）を推計します。

- ④ 一方、確定拠出型年金の負債（給付債務）については、受託機関から取得した簿価ベースの受託残高の差額に年金資産の運用から得られた利子・配当所得を加えたものを取引フロー（家計から年金基金への資金流入）とします（利子・配当所得を、家計が一旦受け取り再投資したものと擬制する理由については、4－2．投資信託の項をご参照ください）。

こうした見直しは、2008SNA の提言内容に沿うこととなるだけでなく、企業年金にかかる金融資産・負債をより正確に把握するうえで、大きな改善になると考えています。すなわち、②により、2011 年の見直しではなお捕捉できていなかった、上場企業以外の企業を含めた「企業年金全体の年金受給権」の残高を把握することが可能になります。現時点で利用可能な基礎データを用いて試算しますと、2012 年 3 月末時点で、確定給付型企业年金全体の年金受給権（退職給付債務）は 110 兆円となり、現行の資金循環統計よりも 10 兆円ほど増加します（年金受給権を保有する家計部門の金融資産も 10 兆円増加します）。この試算は幅を持ってみる必要がありますが、見直し後には、「資金循環統計」が企業年金に関するより一層有益な計数を提供できるようになると考えています。

また、③は、発生主義の考え方を貫徹することにより、現行の資金循環統計における年金準備金が抱える推計上の問題点——ストックには 2011 年 3 月以降、発生主義の考え方を一部取り入れましたが、年金準備金の取引フローについては簿価ベースの前期差という現金主義の考え方が残存しています——の解消に繋がります。これは、家計部門の資金過不足の精度向上に繋がると考えられます。年金準備金の取引フローの推計方法を抜本的に見直すこととなるため、家計部門の資金過不足に与えるインパクトも、年平均で数兆円程度、資金余剰幅を縮小させるなど、かなり大きなものになる可能性があります。

他方で、出所の異なる基礎資料を組み合わせて推計を行うため、基礎資料間

の整合性が確保されるかといった点を、時間をかけて慎重に精査する必要があります。これらを踏まえつつ、最終的な見直し案を策定したいと考えています。

4－2．投資信託の留保利益と分配金

(1) 留保利益の取り扱い

(2008SNA の推奨内容)

2008SNA では、「投資信託の留保利益」の計上方法を大きく変更しました。投資信託（以下、「投信」）は、独立した制度部門として位置づけられており、その資産側には運用対象資産（株式、債券等）が、負債側には投信受益証券が計上されています。そして、投資家の資産側には、投信受益証券が計上されます。ここで、投信が資産運用から得た利子・配当収入を投資家に分配せずに（＝留保利益）、株式や債券等に再投資した場合を考えます。この際、ストック面では、1993SNA、2008SNA のいずれでも、留保利益分だけ、投信の金融資産・負債残高が増加することで変化はありません。しかし、フロー面では、次のように取り扱いを変更することが提言されています（図表6）。

1993SNA では、投信が留保した利子・配当収入を投信自身が所得として受け取り、再投資したものと認識されています。従って、これに伴う投信受益証券の残高の増加は時価の増加として扱われます。現行の資金循環統計は、この考え方に沿って作成されています。他方、2008SNA では、投信が留保した利子・配当収入は、投資家に所得として配分され、投資家から投信へ再投資したものと擬制します。従って、これに伴う投信受益証券の残高増加は、投資家から投信への新たな資金流入（取引フロー）として取り扱います。これには、投信が運用成績向上のために利子・配当収入の多くを留保して再投資に回すと、投資家には所得がなかなか配分されない（投信の留保利益の増加は、投資家の財産所得を過小に認識することになる）という問題意識があったと考えられます。

なお、投信の内部留保の源泉には、利子・配当収入のほか、キャピタル・ゲ

インがあります。しかし SNA では、キャピタル・ゲインは所得として認識しないため¹⁵、キャピタル・ゲインに由来する内部留保を投資家に所得として配分し、投信に再投資されたと擬制することは適当ではありません。

(対応案)

以上を踏まえ、投信の留保利益について、以下のような対応を考えています。まず、投信は、多数の投資家から資金を集めて効率的に運用する「導管」であり、利子・配当収入による所得も基本的に投資家に帰属すると考えるのが妥当です。この点で、2008SNA が、投信の留保利益を投信自体の所得・貯蓄ではなく、投資家の所得・貯蓄として計上すべき、と提言している点には合理性があります。わが国の資金循環統計においても、2008SNA の提言に沿って、投信の留保利益は、投資家に所得として配分され、投資家から投信へ再投資したもの（投資家から投信への資金流入）として、取り扱うことが望ましいと考えられます。

投信の留保利益について、集計データはありませんので、推計は以下のように行うことを考えています。個別の公募投信については、「運用報告書」に、決算期毎の利子・配当収入額や分配金の原資にかかる情報が記載されています。これらの情報から、一定の前提の下で投信の利子・配当収入のうち留保された額を推計することができます（具体的な推計方法は補論 1 をご覧ください）。留保利益の額は、金利環境によって変化しますが、試算では、2012 年度中の留保利益は 0.4 兆円と小さな額に止まっています。

上記の留保利益の推計は一定の前提に基づくものであり、その方法の適否については、広くご意見をいただきたいと考えております。同時に、投信の利子・配当収入等のデータを極力広いカバレッジで効率的に集める方法について検討を進め、最終的な対応案を定めたいと考えています。

¹⁵ こうした整理を前提に、以下では単に「投信の留保利益」と言った場合、「投信が留保した利子・配当収入」を指し、キャピタル・ゲインを含まないものとします。

(2) 分配金の取り扱い

(問題の所在)

上述のとおり、2008SNA における投信部門の見直しの意図は、投信が留保した利子・配当収入を投資家に帰属させることで、投資家の財産所得の過小評価を是正することにあると考えられます。この趣旨を踏まえれば、この変更により、投信部門にみられた資金余剰が縮小するといった動きが期待されます¹⁶。

翻って、現行の資金循環統計では、投信は、恒常的に資金不足となっています（図表7）。投信が資金不足になるのは、投信が運用資産の利子・配当収入を超える金額を分配していることが一因と考えられます（図表8）。これは、2008SNA の想定とは異なる姿ですが、近年残高が増加している外貨建て投信においては、運用成績の如何によらず、毎月一定額を投資に配当することを方針とするファンドが数多く存在し、運用成績が悪化する局面で、利子・配当収入を上回る分配金を投資家に配当しているケースが広くみられています。

わが国の投信は、①利子・配当収入、②キャピタル・ゲイン、③元本、を原資に分配を行うことができます。①を原資に分配が行われた場合、投信の資産側では、利子・配当収入による資金流入と分配金支払いによる資金流出が相殺され、投信の資金過不足はゼロとなります。他方で、②や③を原資に分配が行われる場合、利子・配当収入による資金流入がないため、投信は代わりに保有資産を売却して、投資家への分配金支払いに充当することになります。この場合、投信の資産側では、資金流入がないまま、分配金支払いの資金流出のみが生じるため、投信の資金過不足はマイナス（資金不足）となります。また、このとき投資家側では、分配金受け取りによる資金流入のみが計上されるため、金融資産全体として、資金過不足はプラス（資金余剰）となります。しかし、これは、2008SNA の考え方に照らすと適切な取り扱いではありません。投信は「導管」であるとの考え方に基づけば、投信部門の資金過不足はゼロとなるべ

¹⁶ 実際、2008SNA においても、この見直しを説明した章において、「この結果、投信部門には貯蓄が残らないこととなる。」という記述をしています。

きですし、投資家部門においても、この場合の分配金受け取りは資産売却の結果であり、資金余剰要因とならない点が、適切に捉えられる必要があります。

(対応案)

そこで、**キャピタル・ゲイン**や**元本**を原資とした分配金は、投資家からみた場合、**投信部門からの資金流出**（「**投信受益証券**」の取り崩し）として計上します。元本を原資とした分配金は、実務上「**元本払戻金**」と呼称されることから明らかなとおり、元本（投信受益証券）の取り崩しそのものですし、**キャピタル・ゲイン**を原資とした分配金についても、投資家は時価増加による貯蓄を取り崩しているため、やはり**投信受益証券の取り崩し**（資金の流出）として計上することが**適当**と考えられるためです¹⁷。

現状では、投信の分配金を、**利子・配当収入**を裏付けとしたものとそれ以外を原資としたものに区分する手段がないため、分配金はその原資に拘わらず、**所得分配**として計上しています。このため、元本や**キャピタル・ゲイン**を原資に分配金を支払った場合、**投信受益証券の取り崩し**（資金の流出）が計上されていない分だけ、投信は**資金不足**となっています。しかし、(1)で提案したように個別の公募投信の開示資料から分配金の原資を推計すれば、元本や**キャピタル・ゲイン**を原資とした分配金を**利子・配当収入**を原資とする分配金と区分し、**投信受益証券の取り崩し**（資金の流出）を計上することが可能となります。

補論1で示した手法を用い、2012年度について、**利子・配当収入**以外を原資とした分配金を試算したところでは、投信から投資家（主として家計）へ**4.8兆円**の資金流出が発生している可能性との結果が得られます。投信の留保利益に

¹⁷ この点は、通常、投資家は投信分配金の原資の違い（**インカム・ゲイン**か、**キャピタル・ゲイン**か）を意識していないとみられるため、やや直感に反するかもしれませんが、しかし、投資家が、投信という導管を通さずに**売買益**を実現した場合と平行に考えれば、**整合的な取扱い**です。すなわち、家計が保有している株式が**値上がり**し、その**値上がり相当分**（X円）を売却した場合、株式で**▲X円**の取引フロー、**現預金**で**+X円**の取引フローが発生し、合計の**資金過不足**は**ゼロ**となります（これは、「**株式のキャピタル・ゲイン**は**所得**として認識しない」ことと**整合的**です）。同様の取引が投信という導管を通して行われた場合にも、やはり合計の**資金過不足**は**ゼロ**となるように、**投信受益証券**で**▲X円**の取引フロー、**現預金**で**+X円**の取引フローを計上することが**適当**です。

よる投資家から投信への資金流入(0.4兆円)を相殺しても、投信から投資家(主として家計)へ年4兆円程度の資金が流出していることを示しています。これは、同年の家計の資金余剰幅(21兆円)を2割程度縮小させる金額であり、投信分配金に関する取引フローの推計見直しは、家計部門の資金過不足に一定のインパクトをもたらす可能性があります。もとより、投信部門の取引フローは、資産側と負債側を異なる基礎資料から推計しているため、本稿で示した見直しにおいても、なお一定の推計誤差は残ると見込まれますが、投信や家計部門の資金過不足の歪みを相当程度補正する効果を期待できると思われれます。(1)と併せて投信の基礎データの収集法を検討し、最終案を固めたいと考えています¹⁸。

4-3. 雇用者ストックオプション

雇用者ストックオプションとは、企業が役職員に対して付与する株式の購入権です。付与時点で行使価格が決められ、権利者は、一定の「行使待ち期間」経過後から権利失効までの間、当該行使価格で自社株式を購入することができます。1993SNAでは、雇用者ストックオプションの取り扱いに言及しておりませんが、2008SNAにおいては、雇用者ストックオプションを所得および金融取引として計上することが推奨されています¹⁹。

今回の見直しでは、以下の方法によって、「雇用者ストックオプション」を一定の精度で推計することが可能であることから、これを新たな取引項目として取り込みたいと考えています。わが国では、雇用者ストックオプションを集計したデータはありませんが、「法人企業統計調査」における「新株予約権」の残

¹⁸ 元本取り崩し等による分配額を運用報告書で開示されているデータに基づいて推計する手法については、特に過去に遡及していく際にデータ面での制約に直面する可能性が小さくありません。その場合には、税務統計等を用いることにより、いわゆる「元本払戻金」を推計し、投信受益証券のフローから控除することで近似する手法も考えられます。

¹⁹ 雇用者ストックオプションを所得および金融取引として計上することの重要性は、米国における同取引の隆盛等を背景に、1990年代から認識されていました。2008SNAにおいて、企業会計における取扱いの明確化やそれを受けた基礎データの充実化への期待を背景に、雇用者ストックオプションの取扱いが明文化されました。

高で近似することができます²⁰。これを、市場参加者からのヒアリングから得た平均的な「行使待ち期間」と「行使可能期間」によって按分し、「その他の金融資産」と「金融派生商品」に分割して計上します。

こうした取り扱いとするのは、雇用者ストックオプションの付与時点で企業から役職員に雇用者報酬として支払われたと考え、その金額を金融資産として計上することが雇用者・企業双方の認識に沿い、経済実態を正確に捉えることができると思われるためです。さらに「その他の金融資産」と「金融派生商品」とに区分して計上するのは、「行使待ち期間」中の雇用者ストックオプションは、利用可能になるまで様々な制約がある（行使可能期間まで勤務を継続することが必要等）ため、他の「金融派生商品」と区分するのが望ましいと考えられるためです²¹。なお、計上部門は、資産側は家計とし、負債側は「法人企業統計調査」を参考に、非金融法人など部門別に按分します。

現時点で得られるデータから算出しますと、2012年度末時点での雇用者ストックオプションの残高は、「その他の金融資産」と「金融派生商品」の合計で0.3兆円と見込まれます（図表9）。このように、わが国では雇用者ストックオプションは、現時点では小さな額に止まっています。

4-4. 定型保証支払引当金

企業会計において保証会社の負債項目として計上されてきた「保証」につい

²⁰ 法人企業統計調査で捕捉される新株予約権には、①転換社債型新株予約権付社債（旧転換社債）、②転換社債型以外の新株予約権付社債（旧ワラント債）の新株予約権相当部分、③株主割当増資に関わる新株予約権が含まれています。しかし、これらの残高は極めて少ない（①は新株予約権と社債に分離せず一括して負債に計上する処理が一般的、②は現在発行実績なし、③もほぼゼロです）ため、新株予約権は雇用者ストックオプションの残高に相当すると考えることが可能です。

²¹ なお、現行の企業会計基準では、ストックオプション付与後の時価評価を求められていませんので、時価情報を入手することは困難です。このため、資金循環統計では、「行使待ち期間」「行使可能期間」における時価評価は行いません。

では、1993SNA では、一部の例外を除き²²、金融資産・負債の計上対象として求められていませんでした。これは、「保証」には偶発性があり、保証契約時点において発生する金額や時点が不明であり、「金融取引とはみなせない」という考え方によるものでした。一方、2008SNA では、この考え方を見直し、「保証」のうち「定型保証」を金融取引として認識し、その準備金および未経過保証料を「保険準備金」の内訳項目「定型保証支払引当金」として計上することが推奨されています。これは、個々の保証金額は偶発性を有するため事前に見積もりは不可能ですが、ある程度の件数を纏めてみれば保証金額の期待値が合理的に計算可能であり、保険に類似した金融取引とみなすことができるとの考え方に基づくものです。これは 1993SNA に伴う見直しで、資金循環統計に金融取引として取り込まれたオプション等のデリバティブ商品と同様の考え方です。

わが国では、2008SNA の定型保証の基準に合致する保証取引には、企業や個人事業者向けの公的な信用保証制度のほか、民間金融機関が提供する個人向け貸付保証が存在すると考えられます。そのうち、公的な信用保証制度である信用保証協会による信用保証や農・林・漁業に係る信用保証制度等の企業・個人事業者向けの定型保証については、基礎データが存在します。

もっとも、個人向け貸付保証については、太宗を占めるとみられる住宅ローンの保証残高について基礎データが存在しません。そのため、日本銀行では、銀行及び系統金融機関の系列保証会社等に対してアンケートを実施し、基礎データを入手したいと考えています。得られたデータをもとに住宅ローン保証に係る定型保証引当金を推計し、さらに上記の信用保証制度による定型保証引当金と合算して、資金循環統計に計上することを考えています（アンケートの具体的な内容および推計方法は補論 2 をご覧ください）。なお、2013 年上期に実施した試験アンケートの結果によりますと、新設される定型保証支払引当金には、合計で 3～4 兆円程度の金額が計上される見込みとなっています。また、定型保証支払引当金の金額の推移をみるのが可能となりますので、各種分析に資す

²² 同様の保証が数多く存在し、市場取引可能な「金融派生商品による保証（クレジット・デフォルト・スワップ）」は、例外的に計上することが推奨されています。

るものと考えています。

4-5. 上場株式・非上場株式・出資金

現行の資金循環統計では、法人の持分 (equity) を表す証券を「株式・出資金」として表章し、その内訳として「株式」を設けています。この「株式」には上場株式のみが計上され、非上場株式や株式以外の持分証券は個別には表章されていません。こうした中、2008SNA では、法人の持分 (equity) を表す証券を、「上場株式 (listed shares)」、「非上場株式 (unlisted shares)」、「その他の持分 (other equity)」の 3 つに区分して計上することが推奨されています。このうち「その他の持分」は、「持分権のうち、譲渡可能 (negotiable) でなく、従って証券形態でないもの」と定義されています。

これら「法人の持分」を、市場での売買の容易さや、他人への譲渡の可否など、その流動性に着目して区分すると 2008SNA の考え方は、資金循環統計にとっても有益であると考えられます。そのため、今回の見直しでは、2008SNA の推奨に沿って区分し、計上する方針です。すなわち、①現行の「株式」は「上場株式」に名称変更して計上します。さらに、②非上場の株式会社が発行する株式は「非上場株式」として、③原則として持分の譲渡に制限がかかる持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）や各種法人の持分は「出資金」（＝「その他の持分」）として、各々計上します。

具体的には、「非上場株式」と「出資金」は、以下のように計数を作成します。民間非金融法人とファイナンス会社以外の部門については、既存の基礎資料や各機関が公表する財務情報等を利用します。民間非金融法人とファイナンス会社の両部門については、「法人企業統計調査」の「資本金 10 億円未満の法人の資本金」を、「経済センサス」における「株式会社」と「株式会社以外」の資本金比率で按分し、それぞれの額を推計することを考えています。

4-6. 現金・預金・インターバンクポジション

現行の資金循環統計では、既にSNAが推奨するよりも詳細な取引項目区分が計上されています²³。こうした中、2008SNAでは、流動性預金の内訳項目にインターバンクポジションを新設し、金融機関相互の預金・貸出取引を、他の部門との間で行う金融仲介活動とは区分して計上することが提言されています。これは、金融部門における金融機関相互の金融取引が、金融機関の資金過不足を均す役割を担う等、他の非金融部門との取引とは異なる特性を持つことに配慮したものと考えられます。

今回の見直しでは、インターバンク取引の計上方法がポイントとなりますが、インターバンク取引に該当するコール取引や円デポ取引から、銀行・預金取扱機関分のみを抽出することは困難です。そこで、代替案として、**銀行の負債サイドの勘定科目「金融機関預金」と「コールマネー」とを合算した値を、インターバンクポジションに相当する計数として計上することを考えています**。ただし、当該系列は、資産側の計数に関する十分な基礎データが存在しないことから、資金循環統計の本表には掲載せず、負債側計数のみを資金循環統計の「詳細資金循環」または「時系列表」に掲載することを考えています。

4-7. 指数連動型債券

指数連動型債券とは、クーポンおよび満期支払予定額の一方、あるいは双方の金額が一般的な物価指数、個別の物価指数、金等の商品価格や為替レート指数等に連動する債券です。わが国で発行されている指数連動型債券としては、物価連動国債、物価連動公営企業債券に加え、日経平均株価リンク債や外貨リンク債（「豪ドルリンク債」等）などの各種仕組債が挙げられます。

²³ SNAでは「現金・預金」の内訳項目として、現金、流動性預金、その他の預金の3つに分類することが推奨されています（推奨内容は1993SNA・2008SNAいずれも同一です）。一方、資金循環統計では、現金、日銀預け金、政府預金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金の7つの取引項目を計上しており、推奨内容よりも細分化されています。そのため、今回の見直しでも「現金・預金」の取引項目区分は現行のままとします。

これら指数連動型債券について、1993SNA では、参照する指数の種類に拘わらず、元本の変動を当該期間中の利子所得として取り扱い、その全てが再投資されたと擬制すべき、とじていました。さらに2008SNA では、リンクする指数の性格に応じて、より精緻に取り扱うことを求めています。具体的には、①物価指数のように変動が少ない指数の場合には、元本変動分を投資家への利子所得として扱い、投資家から再投資されたもの（＝取引フロー）として取り扱うこと、②株価指数や商品価格のように変動の大きい場合には、時価の変動（調整額）として取り扱うこと、③外国通貨の場合は外国通貨建て債券と同様に取引扱うこと、を推奨しています。

しかしながら、現行のわが国資金循環統計では、いずれの指数連動型債券についても、1993SNA に沿った取り扱いを行わず、元本変動を時価の変動（調整額）として扱っています。今回の見直しでも、2008SNA に準拠した対応を行わず、**現行の計上方法を継続したいと考えています。**これは、いずれも基礎データの制約が大きく、2008SNA に準拠した対応を行っても、十分な推計精度を確保できない恐れがあるためです。例えば、物価連動国債では、残高は把握可能ですが保有者を正確に特定することが困難です²⁴、日経リンク債等の仕組み債では、残高を把握することができません。もっとも、こうした対応にとどめても、指数連動型債券の残高は小さく、取引フローに与える影響は限定的とみています。

4－8．不良債権（貸出の公正価値と名目価値の扱い）

不良債権とは、元利払いが90日以上延滞しているもの、もしくは元加、再融資、当事者の合意による延滞等が発生しているものを指します。資金循環統計では、1999年の見直しにおいて、貸出債権が不良債権化し、貸出に看過できな

²⁴ 物価連動債の日本銀行保有分については、「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」等を用いることで把握可能です。また、物価連動債については、家計への譲渡が制限されていますので、家計を除く金融機関等各部門に関して、「国債・財融債」全体の保有比率で按分することで推計を行うことが一つの案ですが、この方法では十分な推計精度が保てない恐れがあります。

い価値の減価が生じていることへの対応として、貸出額から回収不能見積額を控除し、実質価値ベースで計上することとしました。すなわち、不良債権の償却分を控除した実質価値（＝公正価値）ベースの貸出を主要勘定に計上し、名目価値ベースの貸出は、欄外にメモ項目（「参考」）として記載しています。

これに対し、2008SNA では、不良債権の取り扱いに関して、名目価値ベースの貸出を主要勘定に計上し、欄外に①不良債権額の名目残高と②その公正価値を注記するよう推奨しています。この方針は、金融資産を時価で計上することを求める 2008SNA の原則に合致していないと思われませんが、不良債権の償却額の推計精度が各国共通で十分に確保できるとは限らないことに加え、不良債権の定義が各国によって異なり得るため、公正価値ベースを基準とすると、国際比較が難しくなる可能性が高いと判断したためと考えられます。

翻って、わが国の資金循環統計では、統計としての利用に耐えうる精度で公正価値ベースの貸出が計上できていると考えております。また、他国の資金循環統計との比較を行う際には、メモ項目で掲載している名目価値ベースの貸出を用いることで比較可能性は保たれています。このため、SNA の本来の原則に合致する現行の計上基準——公正価値ベースの貸出を主要勘定に計上し、名目価値ベースの貸出はメモ項目に記載する扱い——を継続したいと考えています。

5. 見直しにより改善される点

このように、2008SNA の推奨内容を踏まえて資金循環統計を見直すことは、国際的な比較可能性や、国民経済計算との整合性を維持・向上させるといったメリットがあります。また、そうした他の統計との関係を離れて、金融・経済動向の把握のために資金循環統計を用いるという視点からも、次のような改善点をもたらします。

第一に、定型保証支払引当金や雇用者ストックオプションといった新たな取引項目を追加することで、これまで金融面からマクロ・レベルの評価が困難だ

った取引について、分析が可能となります。

第二に、制度部門や取引項目をより詳細なものとするにより、一段と多様な分析のニーズに応えることが可能となります。例えば、従来の「政府系金融機関」から、金融仲介の機能が弱い「公的専属金融機関」を切り出すことにより、実質的な金融仲介機能の有無に着目して、部門毎の動向を把握すること——例えば、金融仲介の機能が相対的に強い「政府系金融機関」と他の民間金融部門とを比較すること——が可能になります。また、確定拠出年金と確定給付年金は、年金資産を運用するビークルという点では共通ですが、そこに表章される家計の年金受給権や企業が負担する給付債務の内容は全く異なるため、両者を区分することは、家計や企業の年金にかかる債権・債務関係を分析するうえで有用と思われる。

第三に、年金や投信といった非銀行部門の金融仲介活動について、基礎資料の拡充や推計手法の改善により、カバレッジの拡大と推計精度の向上が図られます。具体的には、確定給付年金にかかる給付債務（家計の年金受給権）について、現在は捕捉されていない上場企業以外の積立不足額相当分が捕捉され、家計の年金受給権の精度が向上し、企業年金全体の積立不足額の算出が可能となります。また、年金の取引フローについて、発生主義に基づく計上への変更を行い、投信についても、元本払戻しに相当する分配金について正しい取引フローを計上することで、年金や投信の主たる保有主体である家計部門の資金過不足の精度が向上し、所得・支出の動向とより整合的な形で分析することが可能になると期待されます。

6. おわりに

本稿では、2008SNA の提言を踏まえつつ、この間の基礎資料の拡充や推計手法の改善に努めてきた成果も織り込み、検討を重ねてきた資金循環統計の見直し方針と、その背景となる考え方を説明しました。今後、頂いたご意見等を踏

まえながら、見直しの最終案を作成し、再度公表したいと考えています。

今回の見直しを反映した新しい資金循環統計の公表時期については、頂いたご意見等の内容のほか、システム開発に要する期間を踏まえて確定していく必要がありますが、現時点では、2016 年前半頃を予定しています。同時に、今回提案した見直しを、過去の計数に遡及する範囲についても、基礎資料のアベイラビリティ等を踏まえ、検討します。

日本銀行では、資金循環統計がより有用で使い勝手の良い統計として改善されるためには、ユーザーの皆様からのご意見・ご要望を頂戴することが大変重要であると考えております。是非とも、ご意見・ご要望をお寄せ下さいますよう、お願い申し上げます。

以 上

(図表 1)

政府系金融機関のうち「公的専属金融機関」に該当するもの

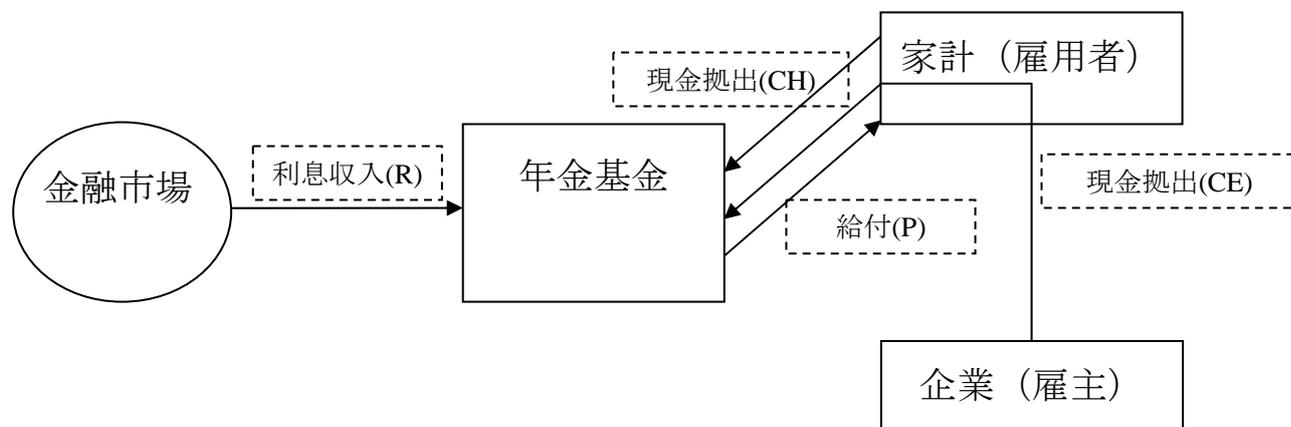
(金融資産残高、兆円)

日本高速道路保有・債務返済機構	32.20
地方公共団体金融機構(旧公営企業金融公庫)	23.69
鉄道建設・運輸施設整備支援機構・助成勘定	2.58
中小企業基盤整備機構・中小企業倒産防止共済勘定	0.82
中小企業基盤整備機構・産業基盤整備勘定	0.05
中小企業基盤整備機構・出資承継勘定	0.01
都市開発資金融通特別会計(～平成 20 年 3 月 31 日) ^(※)	0.29
奄美諸島振興開発基金 ^(※※)	0.01
農林漁業信用基金の農業災害補償関係勘定	0.00
農林漁業信用基金の漁業災害補償関係勘定	0.01

(注) (※)は 2008 年 3 月末の値、(※※)は 2012 年 3 月末の値、それ以外はいずれも 2013 年 3 月末の値。

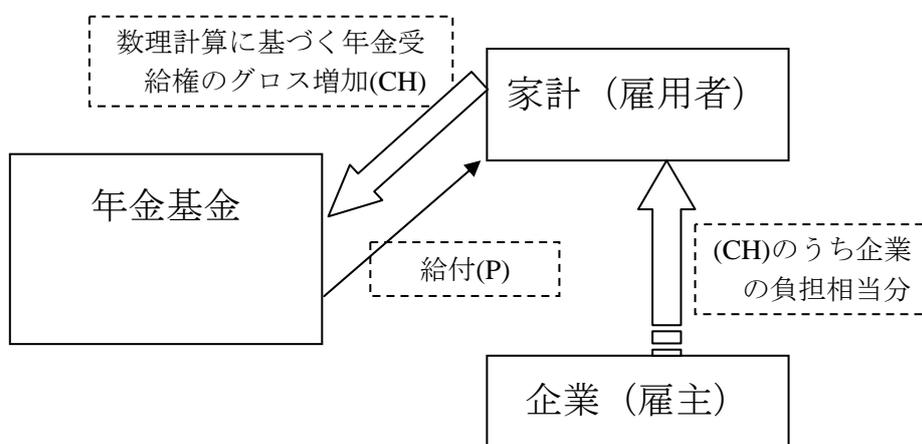
1993SNA と 2008SNA における年金の計上方法

(1) 1993SNA における計上方法 (確定拠出年金、確定給付年金の区別なし)



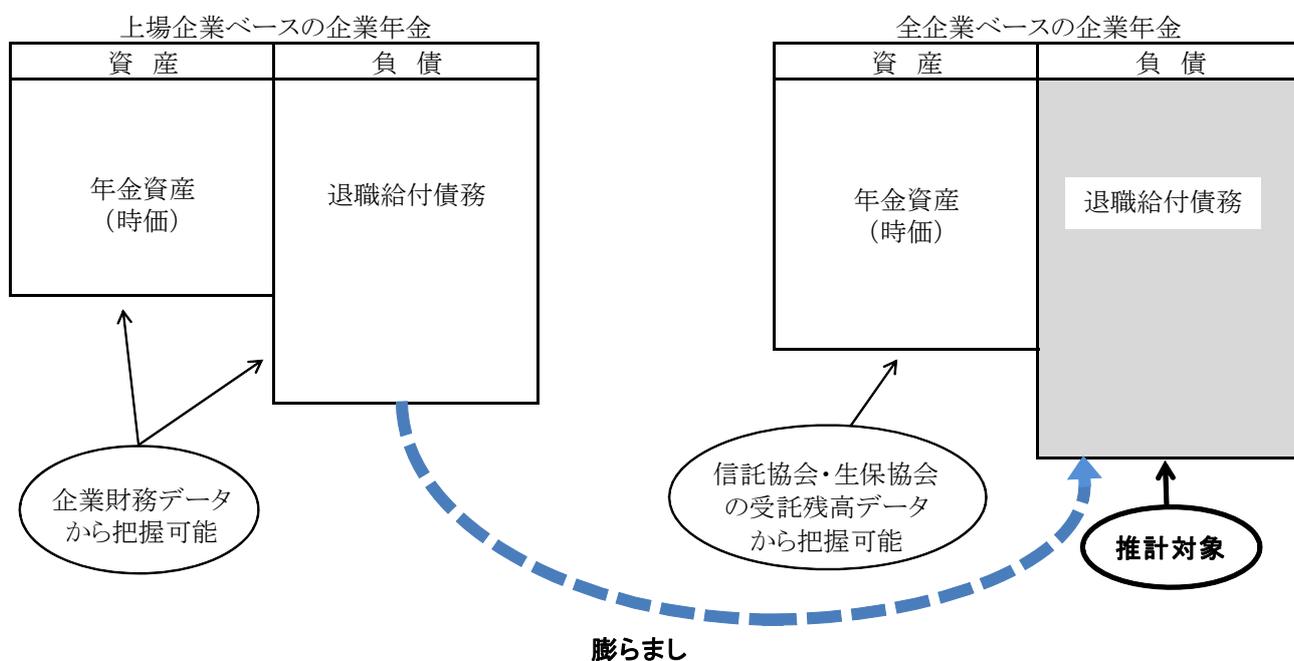
- ◇ 年金準備金 (家計の資産、年金基金の負債) のフロー：
家計の現金拠出 (CH) + 企業の現金拠出 (CE) + 利息収入 (R) - 給付 (P)
- ◇ 年金準備金のストックは、上記フローの累計額。

(2) 2008SNA における確定給付年金の計上方法



- ◇ 年金受給権 (家計の資産、年金基金の負債) のフロー：
数理計算に基づく年金受給権のグロス増加 (CH) - 給付 (P)
- ◇ 年金準備金のストックは、数理計算に基づく将来給付額の割引現在価値。
- ◇ 確定拠出年金は、1993SNA と同じ。

退職給付債務（ストック）の推計方法（概念図）



<推計式>

$$\text{全企業ベースの退職給付債務} = \frac{\text{全企業ベースの運用資産受託残高（時価）}}{\text{上場企業の年金資産残高（時価）}} \times \text{上場企業の退職給付債務}$$

(注) 全企業ベースとは、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金の3基金を利用する企業ベース。

退職給付会計基準での開示要求項目（抄）

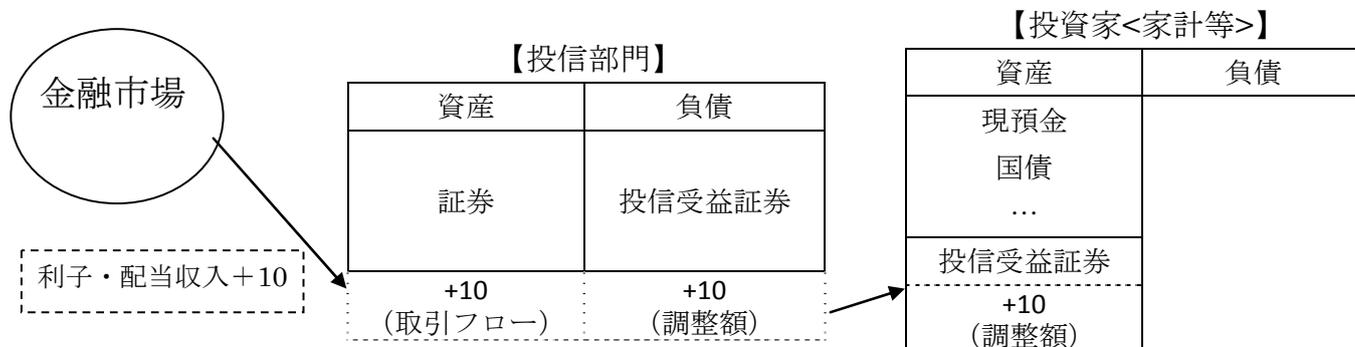
項目(企業会計上)	説明	要開示項目
ス ト ッ ク		
退職給付債務	退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、当期までに発生した額を見積もり、現在時点まで割り引いたもの	○
年金資産	退職給付のために拠出・運用される資産(時価)	○
未認識債務		○
数理計算上の差異	基礎率の想定と実績値の乖離による差異、基礎率の想定の変更による差異、または期待運用収益と実際運用損益の差による差異	○
過去勤務債務	退職給付規定の改定等により退職給付水準が変更された際に生じる退職給付債務の増減額	○
会計基準変更時差異	退職給付会計の導入時に新旧基準間で会計処理した額の差額	○
退職給付引当金	退職給付債務から、年金資産と未認識債務を控除したもの	○
ス ト ッ ク の 変 動		
勤務費用	当期分の労働の対価として発生した退職給付の現在価値	○
利息費用	前期末の退職給付債務に係る利息分であり、前期末の退職給付債務に割引率を乗じて算出	○
年金給付	受給者への年金、または一時金の支払い	×
数理計算上の差異(発生額)	基礎率の想定と実績値の乖離による差異、または基礎率の想定の変更による差異	×
過去勤務債務(発生額)	退職給付規定の改定等により退職給付水準が変更された際に生じる退職給付債務の増減額	×
会計基準変更時差異(発生額)	退職給付会計の導入時に新旧基準間で会計処理した額の差額	×

(注) 黒太枠で囲まれた項目は、今回の試算で用いた項目。

投信の留保利益の計上方法

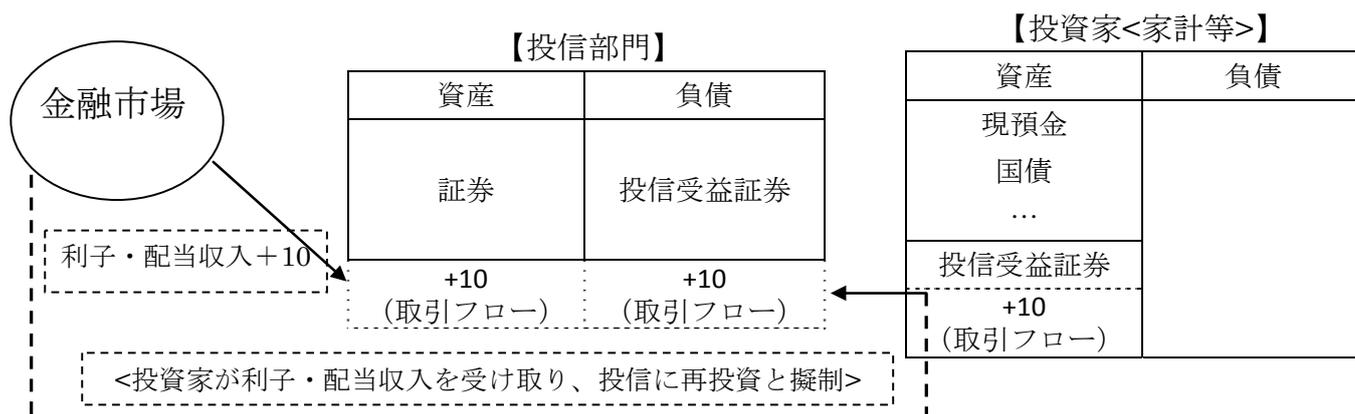
(1) 1993SNA における計上方法

—— 投信が10単位の利子・配当を受け取り、これを留保（証券に再投資）した場合。



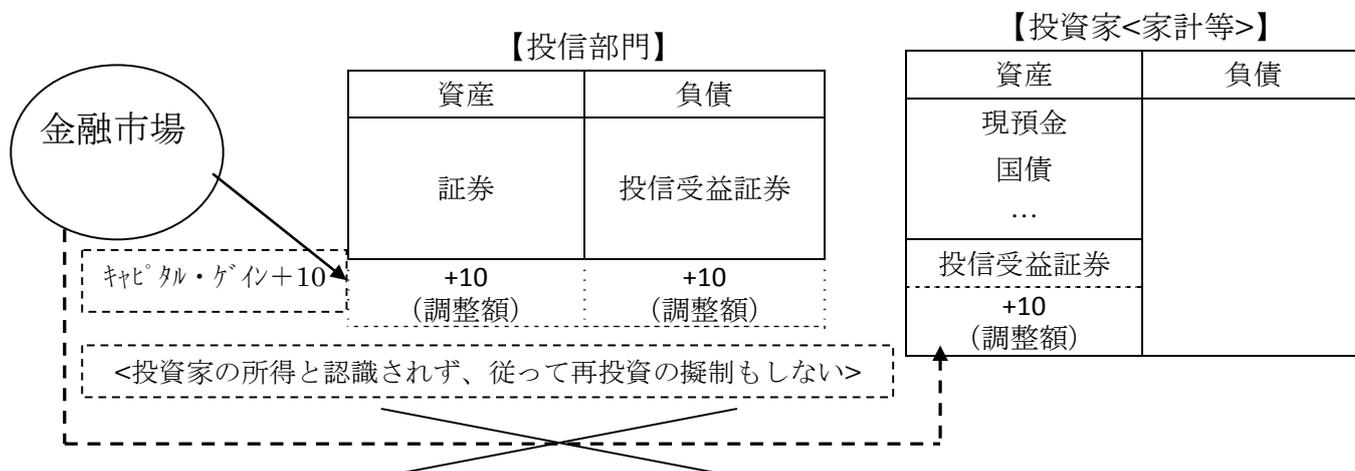
(2) 2008SNA における計上方法①

—— 投信が10単位の利子・配当を受け取り、これを留保（証券に再投資）した場合。

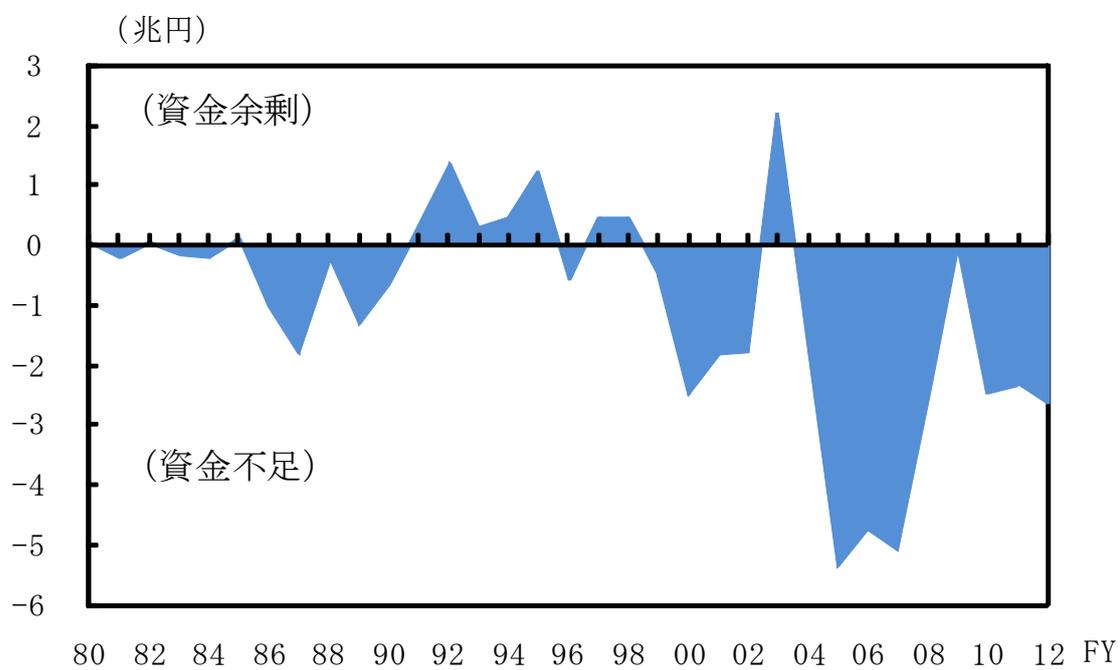


(2) 2008SNA における計上方法②

—— 投信が10単位のキャピタル・ゲインを得て、これを留保（証券に再投資）した場合。



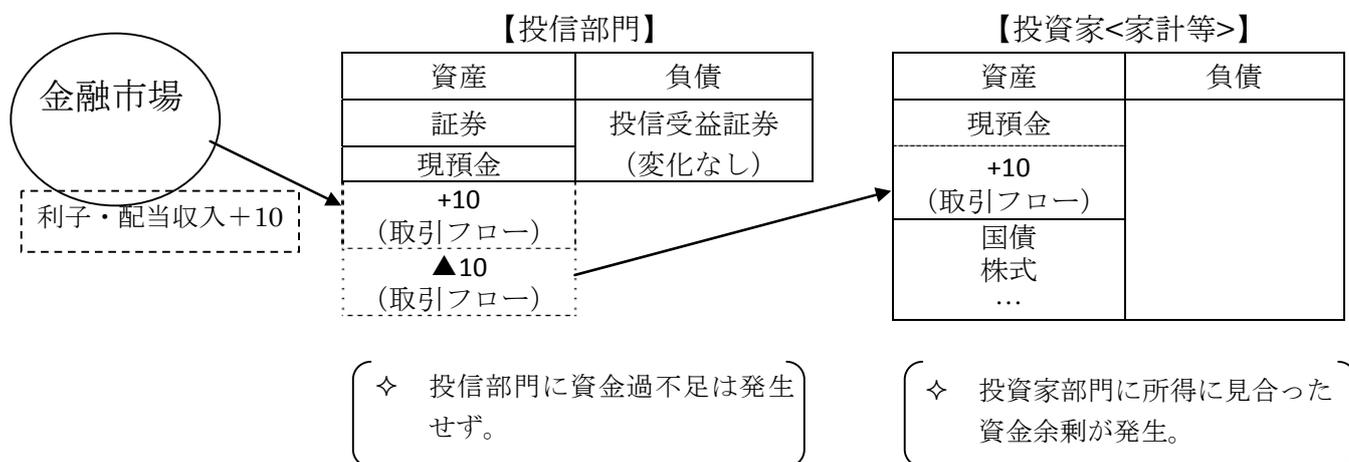
投資信託部門の資金過不足



投信の分配金の計上方法

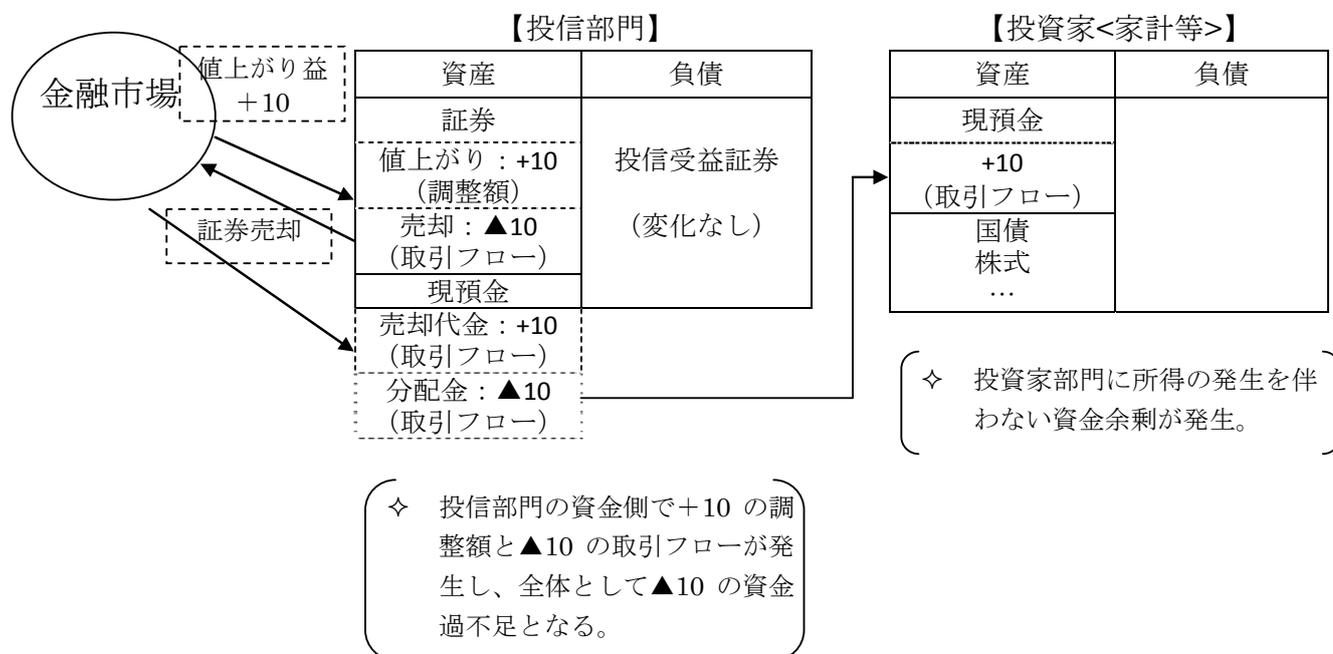
(1) 利子・配当収入を原資に分配を行った場合の計上方法

—— 投信が 10 単位の利子・配当を受け取り、これを投資家に分配した場合。



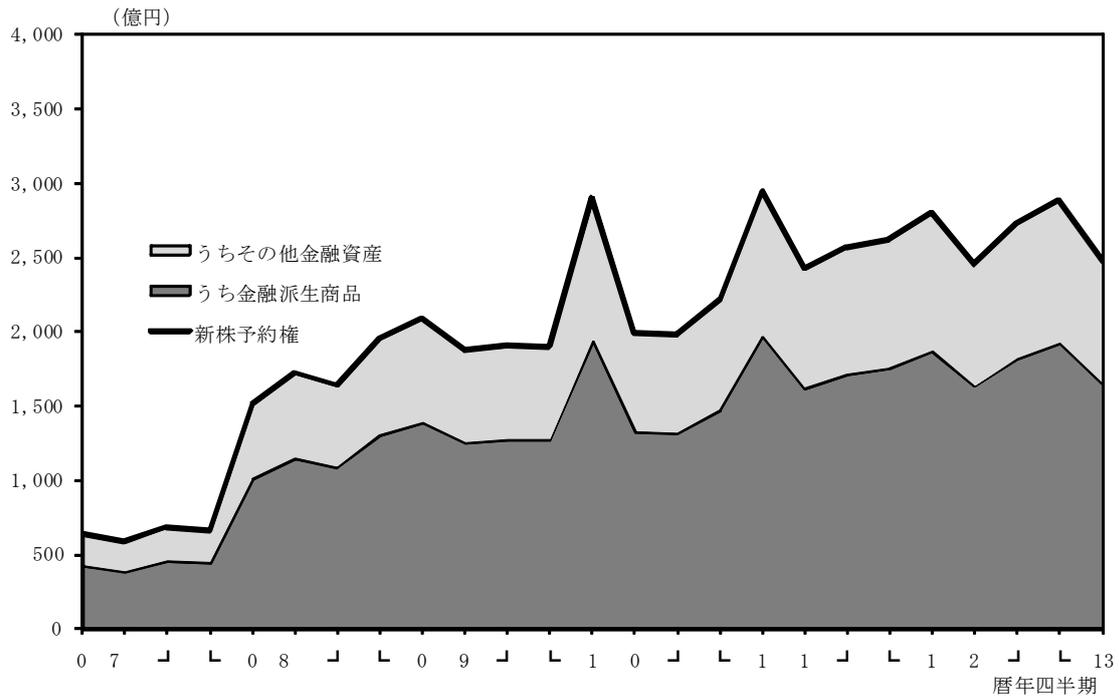
(2) キャピタル・ゲインを原資に分配を行った場合の計上方法

—— 投信の保有株式が 10 単位値上がりし、その売却代金を投資家に分配した場合。



(図表 9)

新株予約権とその内訳の推移



(億円)

	12/1Q	2Q	3Q	4Q	13/1Q	2Q
新株予約権	2,624	2,800	2,450	2,728	2,884	2,473
うちその他金融資産	875	933	817	909	961	824
うち金融派生商品	1,749	1,867	1,633	1,819	1,923	1,649

現行の資金循環統計の概要

1. 資金循環統計とは

資金循環統計は、一つの国で生じる金融取引や、その結果として、保有された金融資産・負債を、企業、家計、政府といった各経済主体毎に、かつ金融商品毎に包括的に計上した統計です。個々の経済主体が経済活動を行えば、その裏には、現金、預金など、さまざまな形での資金の動き、つまり金融取引が伴います。また、実物の取引が存在しない場合でも、預金を取り崩して株式や債券を買う場合のように、経済主体が保有する金融資産・負債の内容が変化することもあります。資金循環統計は、こうした一国の金融活動を包括的に捉えたものと言えます。

2. 統計の枠組み

資金循環統計では、以上のような資金の動きを、各経済主体を列、金融資産・負債を行とする表（マトリックス）上に展開して示しています。マトリックスは、①金融取引表（フロー表）、②金融資産・負債残高表（ストック表）、③調整表といった3種類の表で成り立っています。

まず、①金融取引表（フロー表）とは、ある期間の資金の流れについて、経済主体別に金融取引によって生じた資産・負債の増減を計上したものです。次に、②金融資産・負債残高表（ストック表）とは、取引の結果、期末時点（四半期末、年度末等）で保有される資産・負債の残高を経済主体別に計上したものです。ストック表は、フローの取引の累積になりますが、実際の統計では、期末時点での残高を原則として時価評価した上で計上しています。

したがって、株式や債券などについて期中に価格変化が生じると、期初と期末のストック表の差額が、この間のフローの金額に一致しないこととなります。

このストック表とフロー表の間の乖離額（ストック表の前期と当期の差分から、フロー表の取引額を差引いた額）を計上したものが、③調整表です。調整表には、期中における資産の評価額の変動（株価の変動等）に伴う資産・負債の増減額が計上されています。

3. マトリックスの内容

資金循環統計では、各マトリックスにおいて、経済主体を分類した列の項目を「部門」と呼んでおり、金融機関、非金融法人企業、一般政府、家計、対家計民間非営利団体、海外に分類しています。一方、金融商品（取引あるいは資産・負債の内容）を分類した行の項目は、「取引項目」と呼ばれ、現金・預金、貸出、株式以外の証券、株式・出資金、保険・年金準備金等に分類されています。

資金循環統計では、これら部門、取引項目を設けるに際し、経済機能や実態を重視した詳細な内訳分類を行っており、部門が内訳も含めて45部門、取引項目が同じく51項目と、諸外国と比べてもかなり詳細なマトリックスとなっています。こうした細かい分類を設けることによって、資金循環統計を使うユーザーは、集計方法を自分の問題意識に合った形で組替え、様々な視点から資金の流れを把握することが可能となります。

4. 資金循環統計の位置付け

現行の資金循環統計は、資金循環統計を含めた国民経済計算体系の国際基準である1993SNAやIMFが定めた金融統計の基準であるIMF金融統計マニュアルに準拠しています。これによって、資金循環統計は、概念上、一国全体の経済活動を表すマクロ統計の体系（国民経済計算体系）の一部を構成し、統計の概念に関して、わが国の国民経済計算と整合的なものとなっています。一方、マネースtock統計をはじめとする他の金融統計との関係では、資金循環統計

は、一国全体の金融活動を計上の対象としており、ほとんどの金融統計は、統計の計上対象という点で、資金循環統計の一部分を構成するものと言えます。

5. 1993SNA 時の見直しの概要

最後に、1993SNA に対応した資金循環統計の見直しを簡単にみておきましょう。資金循環統計は、1999 年に、1993SNA に対応した見直しを行いました。当時の見直しでは、国民経済計算に即した部門分類の変更や金融仲介機能に着目した内訳部門への変更、新たな金融商品の登場に対応した取引項目の新設（例えば、金融派生商品や債権流動化関連商品等）を行いました。また、①発生主義ベースでの計上、②時価評価の対象範囲の拡大、③部門内取引の計数の両建て表示への統一といった計上方法の見直しも行いました。

これら計上方法の見直しについて若干敷衍しますと、まず、①発生主義での計上です。1968SNA では企業間信用のようなケースを除いて主にキャッシュが移動した時点で取引を計上していました（これを「現金主義」といいます）が、これを 1993SNA では、債権・債務関係が生じた時点で取引を計上する「発生主義」に変更しました。次に、②時価評価の対象範囲の拡大については、従来の 1968SNA では株式のみであった時価評価の対象を、債券や貸出、非公開株式にも拡大しました。このほか、③部門内取引の計数の両建て表示への統一については、各部門内の資産・負債（金融機関の預金・貸出等）をネットアウトせず、両建てで計上することにしました。

以 上

2008SNA 導入の経緯と提言内容の概要

国連統計委員会は、以下の3つの目的意識から、1993SNA から 2008SNA へとマニュアルの見直しを行いました。第一に、SNA 作成基準を急速に変化している経済実態に追いつかせることです。第二に、1993SNA において不明確であった点を明確化することです。第三に、1993SNA 策定後に公表された国際機関の統計基準やマニュアル（ESA95：欧州版 SNA、MFSM：金融統計マニュアル、GFSM：政府財政統計マニュアル）との整合性をとることです。

ただし、今回の2008SNA では、1993SNA の基本的な考え方は踏襲されており、原則として発生主義・時価主義・調整表等を導入した1993SNA の見直し時のような大幅な考え方の変更はありません。

2008SNA が提言する1993SNA からの変更点について、2008SNA マニュアルが区分する6つのカテゴリーに沿って整理すると、以下の通りとなります。このうち、特に、生産面では研究開発の資本化が、分配面では雇用者年金債務の発生主義に基づく計上のインパクトが大きいとされています。

統計単位の明確化と制度部門の改定

- 持株会社・本社の定義明確化
- 特定目的実体の認識
- 金融機関の内訳部門の変更
(専属金融機関等)

政府と公的部門に関する取引範囲の明確化

- 民間/公的/政府の部門分類
- 持分の引き出しとして計上される公的
(準) 法人企業の例外的支払い

金融商品・金融資産の取扱いの改善

- 雇用者年金債務の発生主義による計上
(積立不足の計上)
- 雇用者ストックオプションの取扱い
- 定型保証
- 指数連動型債券
- 企業年金の年金受給権
- 金融資産の分類
- 投信の留保利益
- 多くの項目で、分配面の影響あり。

生産に含めるべき取引の一層の明確化

- 研究開発の資本化
- 軍事支出の資本化
- FISIM 推計方法の改善
- 中央銀行の産出の捕捉

資産・資本形成等の概念の拡大・明確化

- 非金融資産の分類の改定
- 資本サービスの概念導入
- 知的財産生産物の導入

海外取引（新たな BoP マニュアルとの調和）

- 加工用の財の輸出入
- 仲介貿易

以 上

現行と見直し後の部門・取引項目一覧

<現行>

45部門

非金融法人企業
公的非金融法人企業
民間非金融法人企業
金融機関
中央銀行
預金取扱機関
銀行等
国内銀行
在日外銀
農林水産金融機関
中小企業金融機関等
合同運用信託
保険・年金基金
保険
生命保険
非生命保険
うち民間損害保険会社
共済保険
年金基金
企業年金
その他年金
その他金融仲介機関
証券投資信託
公社債投信
うちMMF・MRF
株式投信
ノンバンク
ファイナンス会社
特別目的会社・信託
公的金融機関
財政融資資金
政府系金融機関
ディーラー・ブローカー
うち証券会社
非仲介型金融機関
一般政府
中央政府
地方公共団体
社会保障基金
うち公的年金
家計
対家計民間非営利団体
海外
国内非金融部門
年金基金



<2008SNA移行後>

50部門

非金融法人企業
公的非金融法人企業
民間非金融法人企業
金融機関
中央銀行
預金取扱機関
銀行等
国内銀行
在日外銀
農林水産金融機関
中小企業金融機関等
合同運用信託
証券投資信託
公社債投信
うちMMF・MRF
株式投信
保険・年金基金
保険
生命保険
非生命保険
うち民間損害保険会社
うち定型保証機関
共済保険
年金基金
企業年金
うち確定給付型年金
うち確定拠出型年金
その他年金
その他金融仲介機関
ノンバンク
ファイナンス会社
特別目的会社・信託
公的金融機関
財政融資資金
政府系金融機関
ディーラー・ブローカー
うち証券会社
非仲介型金融機関
うち金融持株会社
公的専属金融機関
一般政府
中央政府
地方公共団体
社会保障基金
うち公的年金
家計
対家計民間非営利団体
海外
国内非金融部門
年金基金

新設

新設

新設

新設

新設

<現行>

51取引項目

現金・預金
現金
日銀預け金
政府預金
流動性預金
定期性預金
譲渡性預金
外貨預金
財政融資資金預託金
貸出
日銀貸出金
コール
買入手形・売渡手形
民間金融機関貸出
住宅貸付
消費者信用
企業・政府等向け
公的金融機関貸出金
うち住宅貸付
非金融部門貸出金
割賦債権
現先・債券貸借取引
株式以外の証券
国庫短期証券
国債・財融債
地方債
政府関係機関債
金融債
事業債
居住者発行外債
C P
投資信託受益証券
信託受益権
債権流動化関連商品
抵当証券
株式・出資金
うち株式
金融派生商品
フォワード系
オプション系
保険・年金準備金
保険準備金
年金準備金
預け金
企業間・貿易信用
未収・未払金
対外直接投資
対外証券投資
その他対外債権債務
うち金・SDR等
その他
資金過不足
金融資産・負債差額
調整差額
合計

(参考系列)

民間金融機関貸出(簿価ベース)ほか

<2008SNA移行後>

59取引項目

現金・預金
現金
日銀預け金
政府預金
流動性預金
定期性預金
譲渡性預金
外貨預金
財政融資資金預託金
貸出
日銀貸出金
コール
買入手形・売渡手形
民間金融機関貸出
住宅貸付
消費者信用
企業・政府等向け
公的金融機関貸出
うち住宅貸付
非金融部門貸出金
割賦債権
現先・債券貸借取引
債務証券
国庫短期証券
国債・財投債
地方債
政府関係機関債
金融債
事業債
居住者発行外債
C P
信託受益権
債権流動化関連商品
抵当証券
持分・投資信託受益証券
持分
上場株式
非上場株式
その他の持分
投資信託受益証券
保険・年金・定型保証
非生命保険準備金
生命保険受給権
年金保険受給権
年金受給権
年金基金の対年金責任者債権
定型保証支払引当金
金融派生商品・雇用者ストックオプション
フォワード系
オプション系
雇用者ストックオプション
預け金
企業間・貿易信用
未収・未払金
対外直接投資
対外証券投資
その他対外債権債務
うち金・SDR等
その他
資金過不足
金融資産・負債差額
調整差額
合計

名称変更

名称変更

名称変更

区分詳細化

名称変更

区分詳細化

新設

新設

(参考系列)

金融機関預金・コール
民間金融機関貸出(簿価ベース)ほか

新設

投資信託の留保利益の推計方法

1. 推計対象

わが国において、投資信託（以下、投信）は、主に株式投信、公社債投信、不動産投資法人の 3 つに分かれます。このうち、ここで留保利益を計測する検討対象となる投信は、株式投信です。これは、公社債投信は元本を超える純資産を全額配当することとなっており、また、不動産投資法人は、原則、配当可能利益のうち百分の九十に相当する額以上を配当するため、留保利益は大きくはないと考えられるためです。

実務上は、後述のように、個別投信の運用報告書から、「投信に留保された利子・配当収入」を推計する方法を採用します。したがって、運用報告書が入手可能な公募株式投信について推計を行い、私募投信分については、公募投信の留保利益金額に公募と私募の純資産の比率を乗じ推計することとします。

2. 推計方法

公募株式投信については、資金循環統計の基礎資料として、投資信託協会からマクロベースの収益分配金を入手することが可能ですが、投信に留保された利益については、マクロベースのデータが存在しません。もっとも、個別ファンドの運用報告書には、ファンドが当期に得た利子・配当収入（インカム・ゲイン）やキャピタル・ゲイン、収益分配金額、加えて、その原資にかかる情報などが記載されています。そこで、以下では、一定の仮定の下で、これらの情報から個別ファンドについて「インカム・ゲイン由来の留保利益」を算出する方法を説明します。

(前提となる投信の収益分配ルールおよび運用報告書の記載内容)

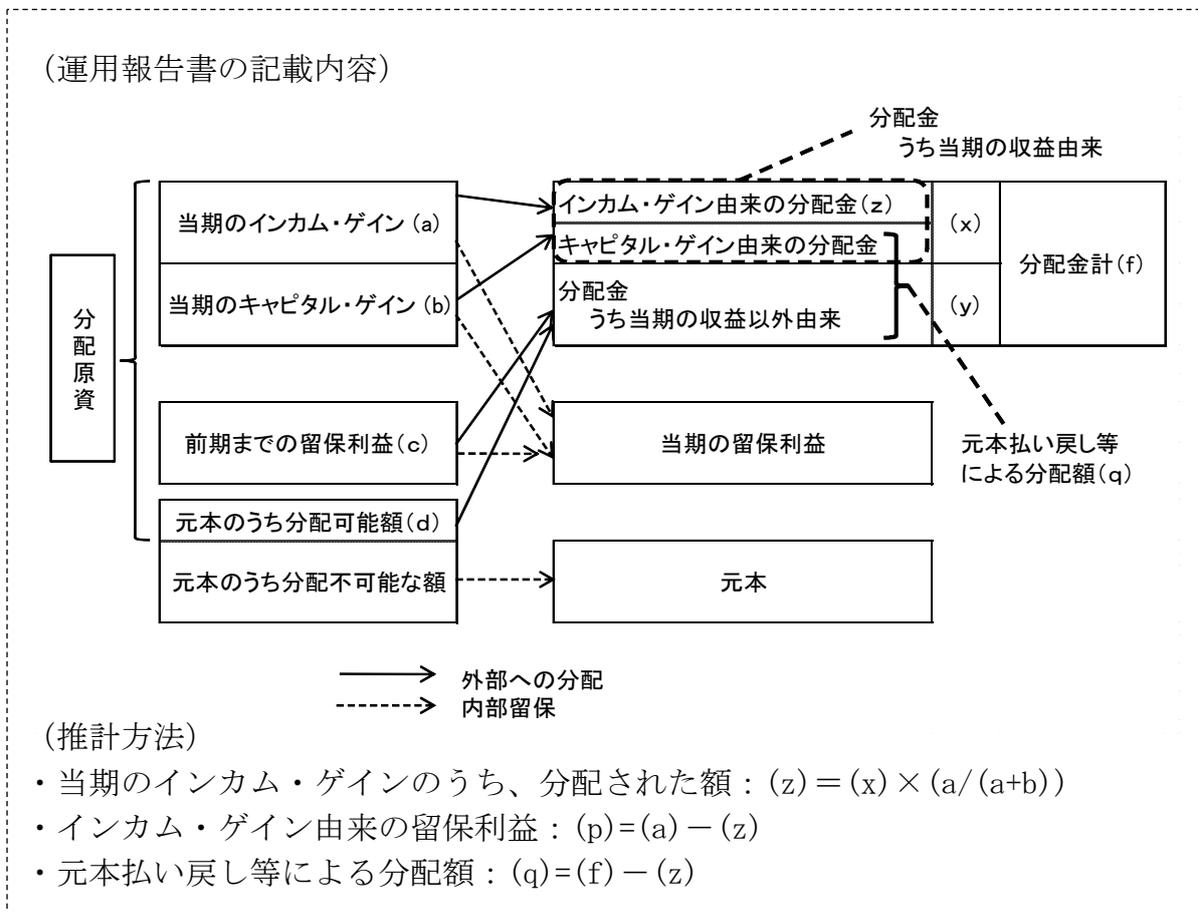
- ・ 投信は、当期のインカム・ゲイン (a)、当期のキャピタル・ゲイン (b)、前期までの留保利益 (c)、元本のうち分配可能額 (d) を原資として、収益分配をすることができます。
- ・ 運用報告書からは、分配金の額 (f)、その内訳として、当期の収益由来分 (x) および、それ以外からの由来分 (y)、(a)～(d) の分配原資にかかる情報が入手できます。

(インカム・ゲイン由来の留保利益の算出方法)

- ・ 当期の分配金のうち、当期の収益由来分 (x) に、当期の収益に占めるインカム・ゲインの比率 ($a/(a+b)$) を乗じることによって、「当期のインカム・ゲインのうち、分配された額 (z)」を算出します¹。
- ・ 当期のインカム・ゲイン (a) から、分配済み額 (z) を差し引くことによって、「インカム・ゲイン由来の留保利益 (p)」を算出します。
- ・ なお、上記で推計した情報を基に、分配金計 (f) から (z) を差し引くことによって、元本払い戻し等による分配額 (q) (=「キャピタル・ゲイン由来の当期収益分配金」+「当期の収益以外を原資とする分配金」) を算出することができます。この分配額 (q) は、本文 4-2 (2) で説明した、「投信受益証券の取引フローに含むべき分配金」に該当します。

¹ ここでは、インカム・ゲインのうち分配される割合とキャピタル・ゲインのうち分配される割合は同一であると仮定しています。

(補論1 図表1) インカム・ゲイン由来の留保利益の算出方法



次に、こうして得た個別ファンドの情報から、公募株式投信全体について、「インカム・ゲイン由来の留保所得(P)」を推計します。これは、いくつかのサンプルとなるファンドについて、ファンドの純資産ウェイト(n)を加味した上で、インカム・ゲイン由来の留保利益と分配金の比率 (p/f) を算出し、これに公募株式投信全体の分配金額(F)を乗じることによって推計します。

- ・ サンプルとなるファンドのインカム・ゲイン由来の留保利益/分配金比率の算出：

$$p_{\text{sample}} / f_{\text{sample}} = (p_1 / f_1 \times n_1 + p_2 / f_2 \times n_2 + \dots + p_i / f_i \times n_i) / (n_1 + n_2 + \dots + n_i)$$

- ・ 公募株式投信全体のインカム・ゲイン由来の留保利益の推計：

$$P = F \times (p_{\text{sample}} / f_{\text{sample}})$$

3. 推計結果

試みに、運用資産額ベースで上位 10 ファンドをサンプルとして、上記の方法でインカム・ゲイン由来の留保利益を推計すると、公募株式投信全体で、年間 0.2～0.3 兆円程度となる見込みです²。これに、公募株式投信と私募投信の比率（2 対 1）を勘案し、私募投信部分の推計値を加えると、投信の留保利益全体で年間 0.4 兆円程度となると考えられます。なお、同様の方法で、元本払い戻し等による分配額（＝当期のインカム・ゲイン由来以外の分配金）を試算すると、公募と私募投信を合わせて年間 4.8 兆円程度となります。

こうした結果は、世界的に金利が低水準であることとも整合的な結果となっていると思われます。もっとも、上記の試算は、上位 10 本のファンドの運用報告書のみを使用して推計したため、留保利益/分配金比率（上記の $p_{\text{sample}}/f_{\text{sample}}$ ）の振れから、時系列で見るとやや不安定な推移となっています。この点、どの程度カバレッジを高めれば十分な推計精度を確保できるか、推計にかかる事務コストとの兼ね合いも踏まえつつ検討を続け、最終案を固めていきたいと考えています。

以 上

² 推計額は、2012 年 6 月～2013 年 1 月の平均の年換算額です。

定型保証支払引当金の推計方法

1. 推計の枠組み

2008SNA では、「保証」のうち、小口化されて大数の法則に従う標準化された保証である「定型保証」を金融取引として認識し、その準備金および未経過保証料を「保険準備金」の内訳項目の「定型保証支払引当金」として新設することが推奨されています¹。

しかしながら、個人向け貸付保証については、太宗を占めるとみられる個人向け住宅ローンの保証残高について、適当な基礎資料がありません。このため、日本銀行では、主要な住宅ローン保証会社に対するアンケートを実施し、住宅ローン保証業務の概要を調べました。そして、そこから得られた平均的な引当率を住宅ローン残高に乗じることで、マクロベースの定型保証支払引当金を推計する方法を検討しました。

2. 住宅ローン保証会社に対するアンケートの概要

日本銀行では、2013年夏に、国内銀行および系統金融機関の関連会社で、住宅ローン保証を相応の規模で行っているとみられる先（合計159先）に対し、その業務の概要（住宅ローン保証残高、住宅ローン保証支払引当金や未経過保証料等）を尋ねるアンケートを実施しました²。その結果、非常に多くの先（147先）から回答を頂きました。

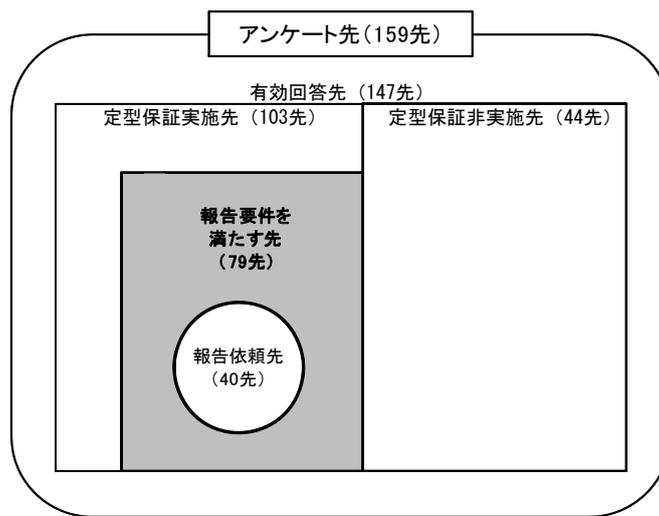
次に、アンケート結果から、平均的な引当率を推計する過程を説明します。まず、具体的な回答が得られた147先について、定型保証を実施していない44

¹ 「定型保証支払引当金」は、2008SNAの推奨に従い、負債サイドの「非生命保険部門」に計上することを考えています。

² アンケートの対象先は、日本銀行が従来より行っている、銀行の関連ノンバンクに対するアンケート調査の対象先に、各社のディスクロージャー資料等から特定した、その他の住宅ローン保証会社を加えて特定しました。

先を除外します（ $147-44=103$ 先）。さらに、そこから具体的な定型保証の内訳についての回答（保証の対象となるローンが住宅ローンか、それ以外か等）が得られなかった 24 先を除くことによって、「住宅ローン保証残高と同引当金」の報告サンプル 79 先分を特定します（補論 2 図表 1 参照）。

（補論 2 図表 1）アンケート調査結果の内訳イメージ



これら 79 先について、住宅ローン保証残高累積シェアと累積引当率を確認すると³、上位 40 先までで、①住宅ローン保証残高累積シェアが、当該 79 先ベースで 90%超のカバレッジに達しているほか、②累積引当率も 79 先ベースの平均引当率（今回調査では 1.50%）に収束していることが確認できます。従って、報告者負担を抑制しつつ、住宅ローン保証業務の全体の傾向（引当率の増減等）を把握する観点から、住宅ローン保証残高ベースで上位 40 先を対象として本アンケートを継続的に行い、その平均引当率をもって、マクロベースの引当率とします。

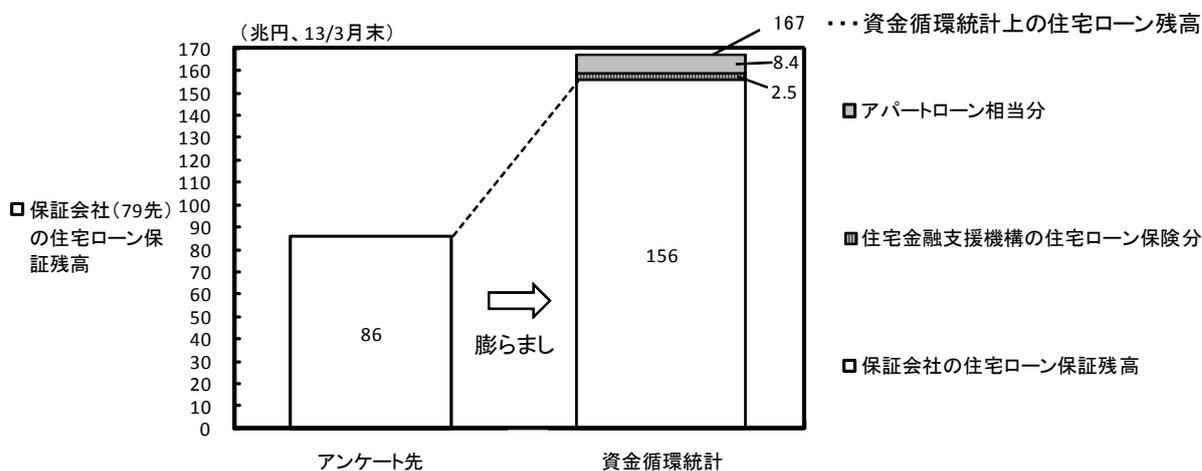
3. 定型保証支払引当金の推計

定型保証支払引当金のうち住宅ローン保証分を推計する際には、そのベース

³ 住宅ローン保証残高の累積シェアと累積引当率は、それぞれ、「上位 n 先の住宅ローン保証残高 / 全 79 先の住宅ローン保証残高」、「上位 n 先の住宅ローンにかかる定型保証支払引当金累積額 / 上位 n 先の住宅ローン保証残高の累積額」で定義されます。

となる住宅ローン残高を算出する必要があります。そこで、資金循環統計をみると、2013年3月末時点で住宅ローン残高は167兆円となっていますが、これには、住宅金融支援機構の住宅ローン保険分の2.5兆円とアパートローン相当分の8.4兆円が含まれています。このため、定型保証支払引当金の推計のベースとなる住宅ローン残高は、これらを控除した156兆円となります（補論2図表2参照）。この156兆円に2. で明らかとなった引当率1.5%を掛け合わせることで、定型保証支払引当金のうち住宅ローン保証分は2.3兆円と推計されます。

（補論2図表2）住宅ローン保証残高のイメージ



定型保証支払引当金には、上記の住宅ローン保証分（2.3兆円）に加え、基礎データの存在する信用保証協会分（1兆円程度）等があります⁴。したがって、これらを足し合わせることで、定型保証支払引当金は、合計で3.4兆円程度となると考えられます。

以上

⁴ このほか、公的な定型保証として農林漁業信用基金（60億円弱）等があります。